

令和元年度嘉麻市行政評価実施方針

行政評価制度は、市民サービスの向上や事業に係るコストの改善を図るためのマネジメントサイクルの一環として、国や多くの自治体において導入されています。

本市におきましても、事務事業の目的や成果、課題を認識し、コストの削減方法や事務事業の改善点を検討することなどにより、職員一人ひとりが市民の視点に立って、より効率的に事務事業を執行していくことを目的として、行政評価を実施しています。

今年度の行政評価についても、昨年度と同様に、全事務事業について内部評価を実施するとともに、特に必要と思われる事業について、行政経営推進本部員による二次評価及び第三者の視点を取り入れた外部評価を実施することとします。

また、行政評価の実施にあたっては、これまでの評価結果を十分念頭に置き、その評価結果を次年度の予算編成や事務事業の改善に活かすこととし、効率的・効果的な取り組みとなるよう進めてまいります。

記

1. 実施内容

(1) 内部評価（実施時期：R1年6～7月）

平成30年度に実施した事務事業について「事後評価」を実施します。

① 自己評価の実施

事務事業の所管課等（以下「所管課」といいます。）は、全ての予算事業※について、自己評価を行い、「様式1 自己評価一覧表」に評価結果を記載します。

※給与・賃金支給事業に係るものは対象外とします。

② 事務事業評価表の作成

自己評価した事業の中から所管課において、特に重要と思われる事業について、様式2-1及び様式2-2を作成し、提出することとします。提出された様式2-1については、事務簡素化の観点から、主要な施策成果説明書として取り扱います。

(2) 二次評価（実施時期：R1年7～8月）

所管課から提出された事務事業評価表の内容を踏まえ、行政経営推進本部において事業の二次評価を行うこととします。その際、必要に応じて所管課へヒアリングを行います。

(3) 外部評価（実施時期：R1年9～11月）

評価内容及びその方法等は、行政経営推進審議会において決定することとします。

(4) 評価結果の報告及び公表

評価結果については、行政経営推進本部長（市長）に報告し、その内容について市ホームページ等で公表します。

2. 問題点・課題の検証（実施時期：R2年1～3月）

行政評価の取組で明らかになった問題点等を検証し、業務の改善にあたります。

(1) 事務事業の問題点等

事業所管課において、評価結果から判明した課題等について、翌年度に向けて改善案を検討します。

(2) 行政評価制度の問題点等

行政改革推進係において、現行制度の問題点や課題を整理し、翌年度に向けて制度の改善案等を検討します。

3. その他

この方針に定めるもののほか、行政評価制度を運用するにあたって必要な事項は、本部長が別に定めます。